

山口市成年後見制度利用促進協議会
受任調整会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第8条の規定に基づき、後見等申立て事案について、成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整を行うために設置する受任調整会議（以下「本会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 本会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）制度利用者等に必要な支援の検討
- （2）成年後見人等候補者の検討
- （3）その他成年後見制度の適切な利用に向けた検討及び調整

（構成）

第3条 本会議は、次に掲げる者のうち若干名をもって構成する。

- （1）山口県弁護士会に所属する弁護士
- （2）山口県司法書士会に所属する司法書士
- （3）山口県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- （4）山口市社会福祉協議会職員
- （5）山口市基幹型地域包括支援センター職員
- （6）山口市障がい者基幹相談支援センター職員

~~（7）山口市成年後見センター職員~~

- ~~（8-7）~~ その他、後見等申立て事案に関係する者

（謝礼）

第4条 前条に規定する弁護士、司法書士及び社会福祉士（以下「専門職」という。）が本会議に出席した場合は、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

（任期）

第5条 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議の庶務）

~~第5-6条 本会議の庶務は、山口市成年後見センターにおいて行う。（山口市成年後見センター所長（以下「所長」という。）が招集し、その議長となる。）~~

~~2 本会議の議事は、本会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、所長の決するところによる。~~

~~3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、あらかじめ所長が
指名する者が、その職務を代理する。~~

(守秘義務)

第~~6~~7条 本会議に出席した者は、本会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第~~7~~8条 この要領に定めるもののほか、本会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。